## 令和5年度 「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業」 公募に係るQ&A [ Ver. 1 ]

令和5年6月13日 文部科学省 大臣官房国際課 令和5年度「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業」の公募の実施に 当たっては、本Q&Aも参照の上、事業計画書を作成のこと。

\*\* なお、本 Q&A については、追加・補足等が行われる場合があることに留意すること。

## 【更新履歴】

令和5年6月13日 ver.1 公表

- Q1 【タイプB】国際バカロレアの教育効果等に関する調査研究業務の応募について、公募要領 P2<調査研究の例>を踏まえる必要があるか。
- A1 必ずしもこれらの例を研究内容に設定する必要はないが、当該箇所の例は 「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」で挙げられたテーマであるため、これらの例をより広くカバーしていることが望ましい。
- Q2 誓約書の提出は必ず必要か。
- A2 地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人が申請者又は再委託者となる場合は誓約書の提出は不要。
- Q3 本事業を通して得られた成果物の知的財産権は誰に帰属するのか。
- A3 すべて文部科学省に帰属する。ただし、本事業を通して得られた成果であることを明記した上で、受託団体がこれを利用することを許諾する場合がある。
- Q4 公募要領6「事業規模」においてタイプ別に事業予算の計画額が示されているが、年度の途中で契約となった場合は、その残り月数に応じて事業予算は割り引かれるのか。
- A4 計画額として示している金額はあくまで上限であり、提出された業務計画 書や経費資料等を参考にして当該年度の事業予算を設定する。
- Q5 海外実地調査を行うことも可能か。
- A 5 可能。
- Q6 委託契約書案第8条において「委託業務の全部を第三者に委託してはならない。」とあるが、再委託先に委託できる業務の割合等について具体的に規定はあるのか。
- A 6 再委託先に委託できる業務の割合及び再委託先の数について数的上限は設けていないが、提案される事業内容や計画に鑑みて、合理的であるか総合的に審査される。

- Q7 再委託をする場合、再委託先を選ぶ際に審査基準が必要と思われるが、これを準備しておく必要があるか。
- A7 企画提案書提出時点では準備しておく必要はない。具体的な構想がある場合は、企画提案書等と合わせて提出いただいても構わない。
- Q8 【タイプ A】、 【タイプ B】 両方に応募した場合、一方のタイプのみ採択されることはあるか。
- A8 【タイプ A】、【タイプ B】両方に応募があった場合でも、審査基準に記載のとおり、それぞれを別個に評価し、得点の高い者を採択するため、一方のタイプのみ採択する場合もある。